

経済産業大臣指示文書等に対する再発防止対策に関わるアクションプラン

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所	平成19年度												備 考	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
経済産業大臣指示																	
原子力部門の再発防止	経営責任者による安全確保への関与強化	当社は、「原子力発電所故障・トラブル時の情報連絡・対応の手引き」に基づき、経営責任者に対する報告体制を整備済である。 また、現在、原子力品質保証体制総点検に対する再発防止対策を実行中であり、その中で以下のような経営責任者による安全確保への関与を実施してきている。 ・安全最優先で、電力の安定供給に向けた業務運営を推進することを、昨年9月1日に全社集会を開催し、トップからの決意表明を行った。 ・トップは原子力安全に関する品質方針を定め、かつマネジメントレビューを適切に行う。 ・原子力審査室を設置し、トップに内部監査結果が確実かつタイムリーに伝達され、かつトップのアウトプットやコミットメントが適切に反映されるようにした。 ・原子力の安全性、信頼性についての課題を適切なタイミングで審議できるよう原子力安全推進会議（議長は社長）の充実を図った。	原子力部 原子力発電所														
	原子力品質保証体制総点検の再発防止対策の実行計画の中で継続実施																
	部門教育の実施																
	・原子力保安検査官の記録確認に対する協力 ・記録保存に関する保安規定変更対応準備																
	準備	フリーアクセスに協力していく															
	省令改正検討を踏まえ保安規定変更等、必要な対応を行う																
		安全委員会との会合 保安院との会合															
		保安検査の結果の公開に合わせてトラブル等の説明を実施															
		省令改正の運用に基づき、必要な対応を行う															
		フリーアクセスに協力していく															
		省令改正後の運用に基づく必要な対応を行う															

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所	平成19年度												備 考				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
水力・火力部門の再発防止	法令，技術に対する確実な教育訓練の徹底	・ 部門教育訓練計画を毎年度作成し，教育訓練を実施している。技術者倫理研修や法令遵守に係る教育については，教育訓練計画の中で行っていく。（【気づく】取組みの推進5参照） ・ 技術者教育を継続するとともに，受講者に対してアンケートを行い，習熟度合いについてフォローを行う。（【気づく】取組みの推進5参照）	土木建築部 火力部 電力システム部	教育内容・カリキュラムの検討						上期状況の検証・確認	部門教育の実施						年度状況の検証・確認	保安院評価書(23)		
				技術面の教育の習熟度合のフォロー方法検討							技術面の教育の習熟度合のフォロー実施									
				「吸い上げる仕組み」の構築，試行運用							「吸い上げる仕組み」正式運用，部門・全社掲示版に掲示								保安院評価書(26)	
				電事連の各種委員会での情報共有を継続実施							電事連の各種委員会での情報共有を継続実施									保安院評価書(27)
	部門を超えた取組みの強化	・ 法令遵守に関する問題・課題を「吸い上げ，改善する仕組み」で寄せられた情報や対応結果については，部門電子掲示版に掲示し，他部門との共有により効果が高い内容については，全社掲示版に掲示し，部門間の情報共有を図る。（【話す】取組みの推進7，【直す】取組みの推進9参照）		他産業における事例の情報収集・活用の方策検討							他産業における事例の情報収集							保安院評価書(27)		
				電事連の各種委員会での情報共有を継続実施							電事連の各種委員会での情報共有を継続実施								保安院評価書(27)	
				他社，他産業から得られた教訓の的確な反映	・ 電気事業連合会の各種委員会等と連携を図り，電力会社間および他産業から得られた知見情報等について情報の収集を行い活用する。（【話す】取組みの推進8参照） ・ 他産業における教訓については，産業事故連絡会（経済産業省），危険物事故防止対策情報連絡会（消防庁）等から情報の収集を行い活用する。（【話す】取組みの推進8参照）	他産業における事例の情報収集・活用の方策検討						他産業における事例の情報収集						保安院評価書(27)		
						電事連の各種委員会での情報共有を継続実施						電事連の各種委員会での情報共有を継続実施							保安院評価書(27)	

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所	平成19年度												備 考				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
保安院評価書で示された対策																				
原子力部門の再発防止	法令遵守体制等の保安規定への明確化	保安規定に以下の事項を追加するための省令改正検討を踏まえ、保安規定変更等の対応・準備を行う。 ・法令遵守のための体制に関すること。 ・安全文化を醸成するための体制に関すること。 ・事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明すること。 ・公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること。	原子力部 原子力発電所																	
				省令改正検討を踏まえ保安規定変更等の対応準備を行う										省令改正の運用に基づき、必要な対応を行う						
	保安の措置のために講ずべき措置の追加	以下の内容についての省令改正検討を踏まえ、保安規定変更等の対応・準備を行うことを徹底する。 ・従来から作業手順書等を適正に作成してきたが、これを遵守して保安活動を行うことを徹底する。 ・作業手順等は、その妥当性を常に検証し、必要に応じて適切な見直しを柔軟に行うこと。														省令改正の運用に基づき、必要な対応を行う				
	制御棒引き抜け等の報告義務化	以下の内容についての省令改正検討を踏まえ、対応・準備を行う。 ・制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したもののについては、国への報告対象とする。															省令改正の運用に基づき、必要な対応を行う			
	検査制度見直しの一部先行実施及び充実	以下の内容について安全上重要な行為（起動・停止）に対する検査の早期実施や保全計画の実施等の省令改正等の検討を踏まえ、対応・準備を行う。 ・安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査を実施すること。 ・保全計画記載要求事項に、新たに「プラント停止時の安全管理」を追加し、審査・検証を行うこと。 ・定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的な実施を保全計画記載事項として要求すること。 ・プロセス確認型定期検査の徹底のため、定期検査執務要領を改訂すること。 ・規格基準の透明性の向上を図ること。 ・運転上の制限の逸脱が発生した場合に通報を行うことを求めること。															省令改正等の運用に基づき、必要な対応を行う			
	運転データ情報の監視	運転データ情報の保安検査官事務所への伝送についての国大での検討会の状況を踏まえ、対応・準備を行う。																国大での検討状況を踏まえ、対応準備を行う		
	情報へのフリーアクセスの確保	保安活動全般に係る情報に対する保安検査官の確認方法等についての国大での検討会の状況を踏まえ、対応・準備を行う。															国大での検討状況を踏まえ、対応準備を行う			

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所	平成19年度												備 考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水力・火力部門の再発防止	立入検査の実施	・国の計画に基づき対応していく。	電力システム部 土木建築部	国の計画に基づき対応していく					国の計画に基づき対応していく							
	電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実	・電気事業法施行規則の改正の動向を踏まえ、必要な対応を図っていく。		省令改正 電気事業法施行規則の改正の動向を踏まえ、必要な対応を図っていく					改正後の電気事業法施行規則に基づき対応していく							
	電気主任技術者等の役割の強化	・保安規程の変更命令に合わせ対応していく。 ・電気事業法施行規則の改正の動向を踏まえ、必要な対応を図っていく。		保安規程の変更命令に合わせ対応していく		変更届出 運用		運用								
				省令改正 電気事業法施行規則の改正の動向を踏まえ、必要な対応を図っていく					改正後の電気事業法施行規則に基づき対応していく							
	火力、水力分野に係る規格基準の見直し	・国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく。	電力システム部 火力部 土木建築部	規格基準の見直し動向を踏まえ、必要な対応を図っていく					規格基準の見直し動向を踏まえ、必要な対応を図っていく		規格基準見直し 見直し後の規格基準に基づき対応していく					
	保安規程等を遵守するための仕組みの検討	・国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく。		国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく					国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく							
	事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討	・国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく。		国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく					国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく							
	水力、火力分野に係る申告処理の充実	・国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく。		国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく					国の検討状況を踏まえ、必要な対応を図っていく							
保安規程の変更命令（電気事業法 第42条第3項）																
保安規程の変更	主任技術者の位置づけ	・主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、主任技術者の独立性の確保、十分な責任と権限、責任範囲を検討し、規程を変更する。	電力システム部 火力部 土木建築部	変更命令項目の検討、変更準備					変更届出 運用		上期状況の検証・確認 運用					年度状況の検証・確認
	主任技術者の職務の追加	・保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようにするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認する職務とするように検討し、規程を変更する。														
	保安教育の充実	・保安活動に従事するものに対して、電気事業法およびこれに係る法令の内容について理解を深め、法令への抵触を生じさせないようするための教育プログラムを検討し、規定を変更する。 その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定の整備を図る。														
	工事計画届出に関する規定の明確化	・電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるように検討し、規程を変更する。														